

説明会出席者からのご意見およびそれに対する市の考え方  
 (4月27日・30日 西区会場)

第3回 復旧・復興推進本部会議  
 資料 2-1

区分	ご意見	市の考え方	担当課
1 り災証明	<p>【被害認定調査について】          り災証明の被害認定はどのように行われるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明は、内閣府の定める「住家の被害認定基準」に基づき、全壊、半壊等の「被害の程度」を認定したもので、被災者が生活再建を進めるうえでの基礎となる資料となります。</li> <li>・被害の程度は、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の6段階に分かれます。</li> <li>・被害認定のための調査には、1次調査と2次調査があります。</li> </ul> <p>【1次調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外観目視及び計測による調査で、建物の屋根、外壁、基礎の被害と、建物の傾斜の状況、地盤被害の状況を確認し、判定します。</li> <li>・この調査の判定結果でり災証明書が交付されます。</li> <li>・り災証明書の交付の際は、被災者に調査内容の説明を行っていますが、その際に調査で確認できなかったことや新たな事実をお知らせいただいた場合は、1次調査の再確認を実施しています。</li> </ul> <p>【2次調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内部の調査を希望する場合には、2次調査を行います。</li> <li>・建物の屋根、外壁、基礎の被害に加え、天井、内壁、柱、建具、床、設備の被害状況を確認し、建物の傾斜、地盤被害の状況を含め判定を行います。</li> </ul>	資産税課
2 り災証明	<p>【2次調査について】          り災証明書発行のための2次調査を受ける場合、1次調査でのり災証明の判定は一旦破棄となり、判定が低く変わるかもしれないと言われた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1次調査と2次調査では調査項目が異なるため、2次調査の結果、1次調査と比べて判定が上がることも、下がることもあります。</li> <li>・1次調査と2次調査の判定結果が異なる場合、採用される判定結果は2次調査となります。</li> </ul>	資産税課
3 り災証明	<p>【2次調査について】          私の家は半壊の判定だったが、建て替え等の支援（新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援）が受けられるのは中規模半壊以上となっている。          液状化被害の場合、国の基準では被害判定の区分は「半壊」の次は「大規模半壊」と国の基準でなっているとの説明を受けた。          床に大きな被害があるので、2次調査を受ければ判定は上がるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2次調査では、建物内部の柱や建具、壁等の被害が大きければ、判定が上がることも考えられますが、床以外に大きな損傷がない場合、判定が変わらない（または下がる）可能性もあります。</li> <li>・具体的には、1次調査の結果が液状化被害による半壊だった場合、家の内部の被害が限定的なとき（一部の部屋だけに被害がある）、もしくは全体的に被害はあるが損傷の程度が軽いとき（内壁クロスのひび割れ、柱の軽度なひび割れ、建具が動きにくくなった等の被害のみ）などは、2次調査の結果では準半壊となる可能性があります。</li> </ul>	資産税課

説明会出席者からのご意見およびそれに対する市の考え方  
 (4月27日・30日 西区会場)

第3回 復旧・復興推進本部会議  
 資料 2-1

区分	ご意見	市の考え方	担当課
4 道路	<p>【道路の復旧について】                  道路の復旧範囲についてはすでに決まっているのか。また、道路の高さはどうなるのか。</p>	<p>【市管理道路】                  ・被害を受けた道路はすべて復旧工事を行います。                  ・道路の高さは、6月より順次、沿線の方々へお示しいたします。                  ・それぞれのお宅の復旧工事と道路の復旧工事の時期が合わない場合には、住宅がある区の建設課へ個別にご相談ください。</p> <p>【私道】                  ・私道災害復旧支援制度に申請のあった箇所について、(一社)道路保全協会の協力のもと復旧工事を行います。                  ・道路の高さは、沿線の皆さままで決めていただきますが、その際必要となる技術的な支援などについては、(一社)道路保全協会の協力のもと進めています。</p>	土木総務課 道路計画課
5 液状化	<p>【宅地液状化対策とは】                  「宅地液状化対策」とはどういったものか。</p>	<p>・本市で行う「宅地液状化対策」は、将来の地震に備え、液状化被害の大きかった地域において、道路や宅地への液状化被害を抑制するため、2~3年を超える中長期的な期間をかけて取り組む対策事業です。</p> <p>・代表的な「宅地液状化対策」の主な工法は次の通りです。他都市においても施工された実績があります。                  「地下水位低下工法」                  地下水の高さを強制的に下げて、液状化の被害を軽減させる工法                  「格子状地中壁工法」                  地中に柱状の壁を格子状に置き地盤の変形を抑える工法</p> <p>【参考：浦安市事例】                  「格子状地中壁工法」により実施                  液状化対策検討時 → 16地区 96.73ha 4,103戸                  ↓                  液状化対策実施 → 1地区 0.8ha 33戸</p>	まちづくり推進課 都市計画課

説明会出席者からのご意見およびそれに対する市の考え方  
 (4月27日・30日 西区会場)

第3回 復旧・復興推進本部会議  
 資料 2-1

区分	ご意見	市の考え方	担当課
6 液状化	<p>【新潟市の宅地液状化対策について】          「宅地液状化対策について」説明を聞いたが、今後の進め方は。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、主に地盤工学などの有識者による「検討会議」を5月22日に立ち上げます。</li> <li>この「検討会議」において、有識者からの知見をいただきながら、液状化被害の全体像を把握するため「被害状況の調査」や「液状化被害の分析」を行います。</li> <li>この中で、「宅地液状化対策」を検討する「エリアの設定」や、「各エリアに適した工法」について、令和6年度内を目指して選定していきます。</li> <li>R7年度以降「地域住民の合意形成」が図られたエリアから順次、対策事業の「計画を作成」し、設計・工事へと進めていきます。</li> </ul>	都市計画課 まちづくり推進課
7 液状化	<p>【新潟市の宅地液状化対策について】          新潟市で行う宅地液状化対策を進めるにあたり「住民全員の同意が必要」というのはものすごくハードルが高い。ぜひ、新潟市でリーダーシップをとってほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「宅地液状化対策」を行うエリアの皆さまからは一定のご負担をいただくことを基本とするなか、地域住民の皆様からの同意が必要と考えています。そのため、2~3年を超える中・長期に渡る期間が必要となってきます。</li> <li>適用可能な工法など、検討内容をお示しできる段階になりましたら、それぞれの自治会や町内会をはじめとした皆様にお伺いし、必要な情報をしっかりと伝えとともに、丁寧な説明を行ってまいります。</li> </ul>	まちづくり推進課 都市計画課
8 液状化	<p>【費用負担について】          熊本地震では、道路と一緒にとなった宅地の液状化対策に対し国と市で負担を行ったり、中越沖地震で被災した柏崎市では国、県、市、住民の4者で負担したと聞いているが、新潟市においては行政（国、県、市）と住民との費用負担の割合はどのようになるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市で行う「宅地液状化対策」の事業費については、エリアに適した工法の種類やエリアの面積などによっても異なります。国からの補助金を十分活用しますが、一定の個人負担が基本になると考えております。</li> <li>「宅地液状化対策」の行政と個人の費用の負担割合などは、適用可能な工法の検討と併せて検討していきます。</li> </ul>	まちづくり推進課 都市計画課
9 液状化	<p>【国の補助制度について】          国の補助制度（宅地液状化防止事業）が拡充されたとの報道（3/23新潟日報）があつたが、どのような内容か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国による「宅地液状化防止事業」の制度は、今回の地震により被災した自治体が宅地液状化対策事業に取り組む場合、国からの補助率が、通常の4分の1から2分の1に引き上げられるものです。</li> </ul>	まちづくり推進課 都市計画課

説明会出席者からのご意見およびそれに対する市の考え方  
 (4月27日・30日 西区会場)

第3回 復旧・復興推進本部会議  
 資料 2-1

区分	ご意見	市の考え方	担当課									
10 住宅支援	<p>【住宅修理の相談先について】          どのような修理をしたらよいかわからない。誰に相談すればよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の修理方法については、まずは家を建てた住宅メーカーや工務店にご相談ください。</li> <li>・相談先がない方は、新潟市建築組合連合会にご相談ください。  <b>新潟市建築組合連合会：電話070-6510-0353          (平日 午前10時 から 午後5時)</b></li> </ul>	公共建築課									
11 住宅支援	<p>【住宅応急修理制度について】          国・県の住宅応急修理制度について、申請期限や完了期限の期限までに間に合わないので延期できないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年5月10日に新潟県から通知が出され、期限が延長されました。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>申込期限及び完了期限の変更</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">変更前</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">申込期限</td> <td style="text-align: center;">令和6年6月28日(金) まで</td> <td style="text-align: center;">令和6年12月31日(火) まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">完了期限</td> <td style="text-align: center;">令和6年12月31日(火) まで</td> <td style="text-align: center;">上記期限までに申し込みされた工事が完了するまで (速やかな工事施工をお願いします。)</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	申込期限	令和6年6月28日(金) まで	令和6年12月31日(火) まで	完了期限	令和6年12月31日(火) まで	上記期限までに申し込みされた工事が完了するまで (速やかな工事施工をお願いします。)	公共建築課
	変更前	変更後										
申込期限	令和6年6月28日(金) まで	令和6年12月31日(火) まで										
完了期限	令和6年12月31日(火) まで	上記期限までに申し込みされた工事が完了するまで (速やかな工事施工をお願いします。)										
12 住宅支援	<p>【新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援制度について】          液状化等被害住宅建替・購入支援制度について、建替えを計画しているが、完成が期限に間に合いそうにない。期限の延長はできないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建て替える住宅が完成したのち、市への報告書の提出期限を令和7年3月14日までとしていますが、工事等の実情を受けて期限を延長する方向で検討しています。</li> <li>・詳細が決まり次第、速やかにお知らせいたします。</li> </ul>	建築保全課									

説明会出席者からのご意見およびそれに対する市の考え方  
 (4月27日・30日 西区会場)

第3回 復旧・復興推進本部会議  
 資料 2-1

区分	ご意見	市の考え方	担当課
13 住宅支援	<p>【新潟市液状化等被害住宅修繕支援制度について】          液状化等被害住宅修繕支援について、傾斜修繕は費用が高額となるため、外構工事を含め、実際にかかる工事費によって支援金額を決めるべきと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建に対する支援の金額に対する考え方について、国は「支援金額は、被害の程度に応じたものであることが適切」としています。(※)</li> <li>・そのうえで本市といたしましては、国や県の制度では対象とならない一部損壊も支援対象に加え、また住宅修理のみならず外構工事にも使用できるよう柔軟かつ幅広い支援制度とさせていただいている。</li> </ul> <p>※内閣府（防災担当）が設けた「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告（令和2年7月30日）</p>	公共建築課
14 住宅支援	<p>【新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援制度について】          液状化等被害住宅建替・購入支援制度について、なぜ建替・購入支援は中規模半壊以上なのか。半壊で解体した場合は対象にならないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府が定めた住家の被害認定基準では、半壊は「補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの」、また中規模半壊は「相当規模の補修を行わなければ、居住することが困難なもの」と定義されています。</li> <li>・このことから、本市の液状化等被害住宅建替・購入支援制度は、対象となる住宅を「中規模半壊以上」とし、半壊で解体し、建て替える場合は支援の対象になりませんので、ご注意ください。</li> </ul>	建築保全課

説明会出席者からのご意見およびそれに対する市の考え方  
(4月27日・30日 西区会場)

第3回 復旧・復興推進本部会議  
資料 2-1

区分	ご意見	市の考え方	担当課
15 住宅支援	<p>【液状化被害対する国の補助制度について】 国が3月に公表した「住宅修繕に最大120万円の定額補助」とは、どのような制度か。（住宅・建築物安全ストック形成事業）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国が3月22日に公表した「住宅修繕に最大120万円の定額補助」は、この地震による住宅への被害の有無に関わらず、耐震化の改修工事を行う住宅に対し補助される制度です。</li><li>・耐震化の改修工事と併せて地震により傾いた住宅の修復工事を行う場合にも補助金を活用することができます。</li><li>・ただし補助を受けるためには、まず耐震診断を行い、診断の結果、耐震性が不足すると判断された住宅であることなど、一定の要件があります。</li><li>・なお、制度の詳細については新潟市ホームページでもお知らせしています。こちらもご参照ください。 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」 <a href="https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/jishin/taishin/mokutaishin_kouji.html">https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/jishin/taishin/mokutaishin_kouji.html</a></li></ul>	建築行政課

説明会出席者からのご意見およびそれに対する市の考え方  
 (4月27日・30日 西区会場)

第3回 復旧・復興推進本部会議  
 資料 2-1

	区分	ご意見	市の考え方	担当課
16	解体	<p>【被災家屋等の解体・撤去制度について】</p> <p>公費解体制度には「すでに自費で被災家屋等を解体・撤去」した場合の「費用償還」の制度があり、解体後に申請を行うことになるが、申請期限が7月31日までである。申請期間を延長できないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請期限については、7月末としていますが、他の支援策と調整を図りながら延ばす方向で検討を進めています。</li> </ul>	廃棄物対策課
17	境界	<p>【道路と宅地との境界について】</p> <p>地震により土地の境界がずれてしまった。道路との境界がわからないと住宅の復旧もできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月以降に道路（公道）の高さをお示しすると合わせて、宅地との境界についてもお示します。</li> </ul>	土木総務課
18	境界	<p>【隣地との境界について】</p> <p>地震で隣地(民地)との境界がわからない。境界を確定させるにはどうしたらよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣地（民地）同士の境界の確定については、土地家屋調査士にご相談いただけ、弁護士会の無料電話相談をご利用ください。                      新潟県土地家屋調査士会 025-378-5005 平日8:30～17:00                      新潟県弁護士会 0120-254-994 祝日除く10:00～16:00 7/31まで                 </li> </ul>	広聴相談課